

議案第19号

斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

【議案提出担当課：安全安心課】

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）で定める非常勤消防団員等及び消防作業従事者等の損害補償に係る補償基礎額が改訂されることに伴い、消防作業等従事者の補償基礎額について、改正を行うものです。

1. 改正内容

(1) 補償基礎額の最低額

8,900円→9,100円（200円増）

(2) 補償基礎額表

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副 団長	12,440円→12,500円 (60円増)	13,320円→13,350円 (30円増)	14,200円（増減なし）
分団長及び 副分団長	10,670円→10,800円 (130円増)	11,550円→11,650円 (100円増)	12,440円→12,500円 (60円増)
部長、班長 及び団員	8,900円→9,100円 (200円増)	9,790円→9,950円 (160円増)	10,670円→10,800円 (130円増)

2. 施行期日等

(1) 施行期日

令和6年4月1日から施行します。

(2) 適用区分

改正後の補償基礎額については、令和6年4月1日以後に支給すべき事由の生じた損害補償及び同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金等について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例によることとします。